

# 年金セミナー

～ 私たちの年金どう変わるの？～

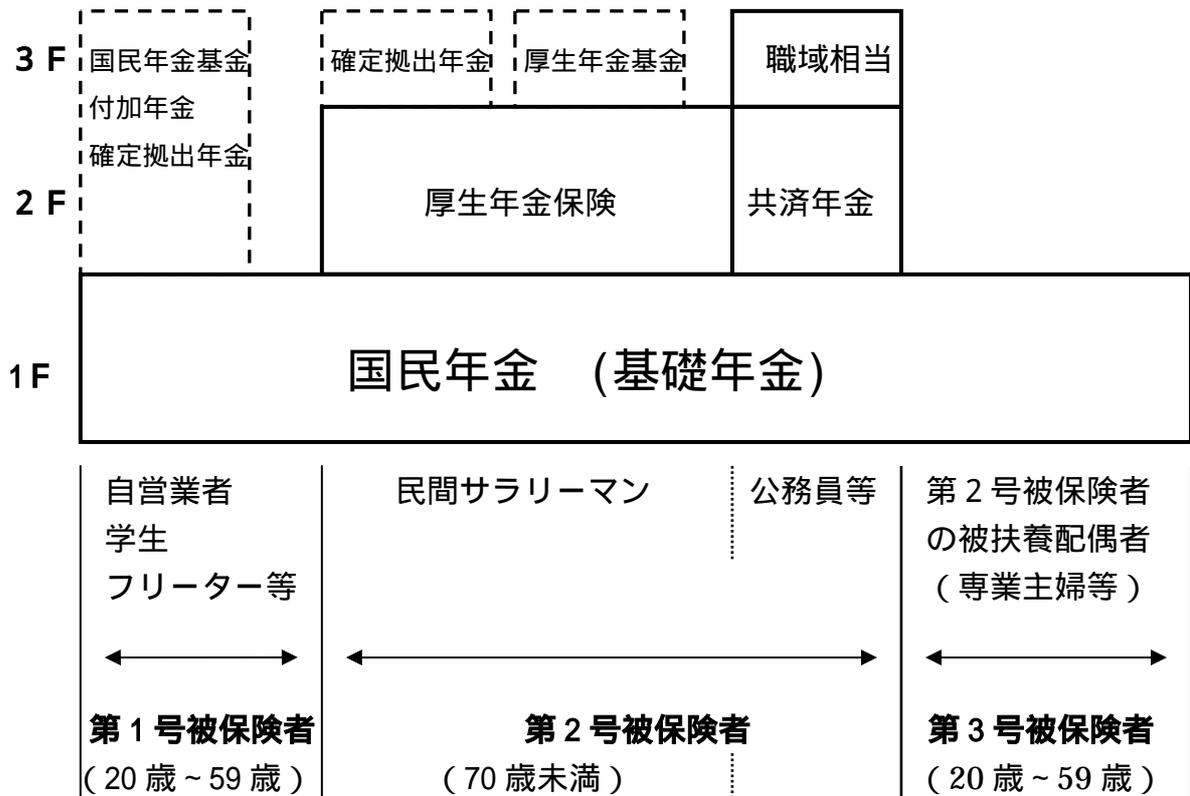
平成 16 年 6 月 23 日 (水)

主催：キャッスルロック・パートナーズ

# 公的年金のしくみについて

## < 公的年金制度とは >

## < 公的年金制度の体系 >



## < 国民年金保険料 >

第1号被保険者

第2号被保険者

第3号被保険者

**<年金の種類>**

	老後	病気・けが	死亡
国民年金	老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金
厚生年金	老齢厚生年金	障害厚生年金	遺族厚生年金

**<一人一年金の原則>**

**<老齢基礎年金をもらえる要件>**

**保険料納付済期間 + 保険料免除期間 = 25年以上**

- ・ 第1号被保険者のうち保険料を払った期間
- ・ 第2号被保険者のうち20歳以上60歳未満の期間
- ・ 第3号被保険者であった期間

第1号被保険者のうち  
低所得・障害等の理由  
で保険料の支払を免除  
された期間

上記の期間が25年未満であっても、要件を満たす場合があります。

**<老齢基礎年金の額>**

20歳から60歳までの40年間で全て保険料納付済期間だと、平成16年度は年額794,500円(月額66,208円)が原則65歳から支給されます。  
保険料納付済期間が40年未満の場合は、794,500円より減額されます。

### < 老齢厚生年金をもらえる要件 >

#### 60歳～64歳までの老齢厚生年金

老齢基礎年金をもらえる要件を満たしている。  
厚生年金に入っていた期間が1年以上ある。

#### 65歳からの老齢厚生年金

老齢基礎年金をもらえる要件を満たしている。  
厚生年金に入っていた期間がある。

### < 老齢年金の支給開始時期 >

生年月日	60才代前半の 老齢厚生年金		老齢厚生年金(2階部分) + 老齢基礎年金(1階部分)	
	定額部分 (1階部分)	報酬比例部分 (2階部分)		
男 S 16.4.1 以前生 女 S 21.4.1 以前生	60才	60才	65才	
男 S 16.4.2～18.4.1 女 S 21.4.2～23.4.1	61才			
男 S 18.4.2～20.4.1 女 S 23.4.2～25.4.1	62才			
男 S 20.4.2～22.4.1 女 S 25.4.2～27.4.1	63才			
男 S 22.4.2～24.4.1 女 S 27.4.2～29.4.1	64才			
男 S 24.4.2～28.4.1 女 S 29.4.2～33.4.1				
男 S 28.4.2～30.4.1 女 S 33.4.2～35.4.1				61才
男 S 30.4.2～32.4.1 女 S 35.4.2～37.4.1				62才
男 S 32.4.2～34.4.1 女 S 37.4.2～39.4.1				63才
男 S 34.4.2～36.4.1 女 S 39.4.2～41.4.1				64才
男 S 36.4.2 以降生 女 S 41.4.2 以降生				

### < 老齢厚生年金の額 >

老齢厚生年金額は、生年月日、厚生年金に入っていた期間、給与がどれくらいであったかによって違ってきます。

社会保険庁のホームページ [www.sia.go.jp](http://www.sia.go.jp) で年金額の試算ができます。  
55歳以上の方は、社会保険事務所で年金見込額を出してもらえます。

## 年金改革のポイント

### <年金100年安心プラン>

実施予定	主な改正内容
2004年10月	<厚生年金保険料の引き上げ開始> 現在の13.58%から毎年0.354%ずつ引き上げ最終的に18.3%になる
	<マクロ経済スライドの導入> 物価上昇率から0.9%引いた分だけ年金が増える。
2005年4月	<国民年金保険料の引き上げ開始> 現在の月13,300円から毎年引き上げ最終的に月16,900円に。 物価や賃金の変動しない場合
	<フリーター対策> 20代の低所得である間の保険料納付の猶予制度の創設
2007年4月	<離婚時の厚生年金分割> 話し合いや裁判所の決定により、厚生年金の分割が可能に。
2008年4月	<専業主婦の離婚> 会社員の夫と専業主婦が離婚すると、夫の厚生年金を自動的に2分割

## 年金額を増やす方法

### < 老齢基礎年金 >

65歳からもらえますが、66歳以後にもらい始めると年金額が増えます。

65歳 誕生月	100%
66歳 誕生月	108.4%
67歳 誕生月	116.8%
68歳 誕生月	125.2%
69歳 誕生月	133.6%
70歳 誕生月	142%

### < 付加年金 >

付加年金は月400円の付加保険料を払った人が、老齢基礎年金と一緒にもらえる年金です。

(付加保険料を払えるのは、自営業者などの第1号被保険者のみです。)

### < 国民年金基金 >

国民年金基金へ掛金を納付していた人が原則65歳になると基金より年金をもらうことができます。

(国民年金基金へ加入できるのは、自営業者などの第1号被保険者のみです。)

詳しくは国民年金基金のホームページ[www.npfa.or.jp](http://www.npfa.or.jp) をご覧ください。

## < 確定拠出年金 >

企業型と個人型の2タイプあります。

**企業型**に加入するには、会社が確定拠出年金を導入する必要があります。会社が毎月、加入者への年金給付のための掛金を拠出し、それを元手に加入者が自分で運用商品を選択のうえ、資産運用を行い、その運用結果に応じた年金額を受け取る制度です。

**個人型**に加入できるのは、国民年金の第1号被保険者と厚生年金に入っている60歳未満の人です。  
(厚生年金基金、適格退職年金がある企業に勤めている人は対象外です。)

### < 個人型確定拠出年金のメリット・デメリット >

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 運用方法を自分で決めることができる</li><li>・ 掛金は全額所得控除の対象となり、所得税、住民税が軽減される</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 運用リスクを個人が負い、将来受け取る年金額が事前にわからない</li><li>・ 原則60歳まで掛金を引き出せない。</li></ul>

詳しくは国民年金基金のホームページをご覧ください。

<http://www.npfa.or.jp/401K/index.html>